

熊本市公報

第 1405 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務厚生課
 発行日 毎月 15 日・末日

目 次

条 例

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (条例第 49 号)	1263
○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例 (条例第 50 号)	1264
○熊本市手数料条例の一部を改正する条例 (条例第 51 号)	1265
○熊本市介護保険条例の一部を改正する条例 (条例第 52 号)	1266
○熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (条例第 53 号)	1267
○熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (条例第 54 号)	1268
○熊本市政治倫理条例の一部を改正する条例 (条例第 55 号)	1269

告 示

○障害者総合支援法による指定自立支援機関の指定 (告示第 484 号)	1270
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 485 号)	1270
○放置自転車の売却等 (告示第 486 号)	1270
○平成 27 年度特定計量器定期検査 (告示第 487 号)	1270
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 488 号)	1271
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 489 号)	1272
○障害者総合支援法による生活介護事業者の指定の廃止 (告示第 490 号)	1272
○介護保険法による地域密着型サービス事業者等の指定 (告示第 491 号)	1272
○市道の供用開始 (告示第 492 号)	1273
○地縁による団体の認可 (告示第 493 号)	1273
○市道の認定 (告示第 494 号)	1274
○市道の廃止 (告示第 495 号)	1275
○市道の区域決定 (告示第 496 号)	1276
○市道の供用開始 (告示第 497 号)	1277
○県道の区域変更 (告示第 498 号)	1279
○県道の供用開始 (告示第 499 号)	1279

○市道の区域変更（告示第 500 号）	1279
○市道の供用開始（告示第 501 号）	1280
○放置自転車の売却等（告示第 502 号）	1280
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者等の廃止（告示第 503 号）	1280
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 506 号）	1281
○平成 27 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 507 号）	1281
○平成 27 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 508 号）	1281
○平成 26・27 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 509 号）	1282
○平成 27 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 510 号）	1282
○平成 27 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 511 号）	1282
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 512 号）	1282
○平成 27 年度軽自動車税納税通知書の公示送達（告示第 515 号）	1283
○平成 27 年度熊本市固定資産税及び都市計画税納税通知書の公示送達及び納期限の変更 （告示第 516 号）	1283
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 517 号）	1284
○市道の供用開始（告示第 518 号）	1284
○市道の区域変更（告示第 519 号）	1284
○兼用工作物管理協定の締結（告示第 520 号）	1284
○兼用工作物管理協定の締結（告示第 521 号）	1285
○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定（告示第 524 号）	1285
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（公告第 510 号）	1286
○開発行為に関する工事の完了（公告第 512 号）	1286
○開発行為に関する工事の完了（公告第 520 号）	1286
○都市公園の供用開始（公告第 524 号）	1287
○開発行為に関する工事の完了（公告第 525 号）	1287
○開発行為に関する工事の完了（公告第 526 号）	1287
○開発行為に関する工事の完了（公告第 531 号）	1288
○開発行為に関する工事の完了（公告第 532 号）	1288
○平成 27 年度熊本市農用地利用集積計画（公告第 533 号）	1288
○開発行為に関する工事の完了（公告第 534 号）	1288
中 央 区	
○住民票の職権消除（中央区告示第 19 号）	1289
東 区	
○住民票の職権消除（東区告示第 8 号）	1289

北 区	
○住民票の職権消除(北区告示第 6 号)……………	1289
議 会	
○熊本市議会会議規則の一部を改正する規則(議会規則第 2 号)……………	1289
上下水道局	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(上下水道局告示第 43 号)……………	1290
○指定給水装置工事業者の指定の取消し(上下水道局告示第 44 号)……………	1290
○指定給水装置工事業者の指定(上下水道局告示第 45 号)……………	1291
教育委員会	
○熊本市教育委員会会議の開催(教委告示第 8 号)……………	1291
監 査	
○熊本市職員措置請求に関する監査結果(監委公告第 11 号)……………	1291
農業委員会	
○農業委員会総会の開催(農委公告第 7 号)……………	1293
人事委員会	
○熊本市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(人委規則第 21 号)……………	1294
○平成 27 年度熊本市職員採用試験(初級職等)(熊本市人事委員会公告第 20 号)……………	1294
○平成 27 年度熊本市職員採用選考試験(臨床検査技師・理学療法士・臨床工学技士・言語聴覚士) (熊本市人事委員会公告第 21 号)……………	1294
○平成 27 年度熊本市職員採用選考試験(保育士)(熊本市人事委員会公告第 22 号)……………	1295

条 例

条 例 第 49 号

平成 27 年 7 月 3 日

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和 30 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「第 63 条第 2 項」を「第 50 条の 10 第 2 項」に改める。

(熊本市情報公開条例の一部改正)

第 2 条 熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号エ中「第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人」を「第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 50 号

平成 27 年 7 月 3 日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成 19 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中 7 2 の項を 7 3 の項とし、6 2 の項から 7 1 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、6 1 の項の次に次のように加える。

6 2	市長	熊本市メディカルコントロール協議会	病院前救護における救急業務の質の維持及び向上のため、救急体制の整備、救急活動の指針及び検証等について必要な事項を協議する。
-----	----	-------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 5 1 号

平成 2 7 年 7 月 3 日

熊本市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市手数料条例(昭和 2 5 年告示第 2 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 号を次のように改める。

(10) 通知カードの再交付 1 件につき 5 0 0 円

第 2 条 熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号及び第 1 0 号を次のように改める。

(9) 通知カードの再交付 1 件につき 5 0 0 円

(10) 個人番号カードの交付 1 件につき 8 0 0 円

附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は平成 2 7 年 1 0 月 5 日から、第 2 条の規定は平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正後の熊本市手数料条例第 2 条第 1 0 号の規定にかかわらず、当分の間、平成 2 8 年 1 月 1 日以後個人番号カードの交付を受けようとする者に対する最初の交付に係る手数料は、徴収しない。

条 例 第 5 2 号

平成 2 7 年 7 月 3 日

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例

熊本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 0 条から第 1 2 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度における保険料率の特例）

第 1 0 条 第 3 条第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3 0, 7 8 0 円とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第 1 0 条の規定は、平成 2 7 年度分の保険料から適用し、平成 2 6 年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

条 例 第 5 3 号

平成 2 7 年 7 月 3 日

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 1 0 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 9 条第 1 号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改める。

第 5 4 条第 2 項第 1 号、第 6 0 条第 1 号及び第 1 1 0 条第 3 号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

附則第 4 条中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第54号

平成27年7月3日

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項、第32条第3項、第45条第3項及び第48条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 5 5 号

平成 2 7 年 7 月 3 日

熊本市政治倫理条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市政治倫理条例の一部を改正する条例

熊本市政治倫理条例（平成 2 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又は市の職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<h2 style="margin: 0;">告 示</h2>

告示第 484 号

平成 27 年 7 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大西 一 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	うさぎ薬局 帯山店	熊本市中央区帯山四丁目 351-35	平成 27 年 7 月 1 日 ～ 平成 33 年 6 月 30 日

告示第 485 号

平成 27 年 7 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 団体の名称

西里校区第 8 町内（万楽寺町）自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「内田 達喜」を「内田 喜義」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区万楽寺町 4 3 2 番地」を「熊本市北区万楽寺町 2 3 7 番地」に改める。

告示第 486 号

平成 27 年 7 月 1 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項

別表のとおり（登載省略）

2 売却又は廃棄の年月日

平成 27 年 7 月 1 日

3 売却又は廃棄の台数

自転車 22 台

告示第 487 号

平成 27 年 7 月 1 日

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅

及びおもり。

2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検 査 場 所
	検査区域 (小学校区)
8月4日 (火)	南部万年青年会館 外側通路部分
	川尻
8月5日 (水)	日吉小学校 正面玄関
	日吉・日吉東・力合・城南

※受付時間 午前10時から正午まで・午後1時から午後3時まで

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

3 特定計量器検定検査規則 (平成25年通商産業省令第70号) 第39条第1項の規定による定期検査実施の場所及び期間

(1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

(2) 所在場所検査に該当する特定計量器

ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。

イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。

ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。

エ 特定計量器の数が多い場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。

オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

(3) 検査期間

平成27年8月3日 (月) から平成27年11月30日 (月) まで

告 示 第 4 8 8 号

平成 2 7 年 7 月 1 日

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則 (平成11年厚生省令第36号) 第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11397	ヘルパーステーション ひかり 熊本市西区池上町774番地	株式会社 SEED 熊本市西区上熊本一丁目2番36号 代表取締役 坂本 篤史	平成27年 7月1日	訪問介護
43701 11397	ヘルパーステーション ひかり 熊本市西区池上町774番地	株式会社 SEED 熊本市西区上熊本一丁目2番36号 代表取締役 坂本 篤史	平成27年 7月1日	介護予防訪問介護

告 示 第 4 8 9 号

平成 27 年 7 月 1 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43601 90872	訪問看護ステーション 昭和 熊本市東区尾ノ上三丁目3番1号	社会福祉法人 仁風会 熊本市東区尾ノ上三丁目3番1号 理事長 比企 裕	平成27年 7月1日	訪問看護
43601 90872	訪問看護ステーション 昭和 熊本市東区尾ノ上三丁目3番1号	社会福祉法人 仁風会 熊本市東区尾ノ上三丁目3番1号 理事長 比企 裕	平成27年 7月1日	介護予防訪問看護

告 示 第 4 9 0 号

平成 27 年 7 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、生活介護を行う事業者の指定を廃止するので、同法第51条第2号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
生活介護事業所 はーとらんど
熊本市中央区新町三丁目6番30号ー201
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
特定非営利活動法人 一新まちづくりの会
熊本市中央区新町三丁目6番30号ー401
理事長 北村 直登
- 3 廃止した事業の種類
生活介護
- 4 廃止年月日
平成27年7月1日

告 示 第 4 9 1 号

平成 27 年 7 月 3 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定及び同法第54条の2第1項本文の指定をしたので、同法第78条の11及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の14並びに同法第115条の20及び同法施行規則第140条の31の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43901 01659	グループホームゆうしん水前寺 熊本市中央区水前寺五丁目20番5号	有限会社ゆうしん 熊本市東区錦ヶ丘26番11号 代表取締役 麻生 伸一	平成27年 7月1日	認知症対応型 共同生活介護

4 3 9 0 1 0 1 6 5 9	グループホームゆうしん水前寺 熊本市中央区水前寺五丁目 2 0 番 5 号	有限会社ゆうしん 熊本市東区錦ヶ丘 2 6 番 1 1 号 代表取締役 麻生 伸一	平成 2 7 年 7 月 1 日	介護予防 認知症対応型 共同生活介護
------------------------	---	---	---------------------	--------------------------

告 示 第 4 9 2 号

平成 2 7 年 7 月 3 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道 路 の 区 域	供用開始の期日
		区 間	
1 2 - 3 5 1	広木町 第 2 号線	東区広木町 3 4 6 番地先から 東区広木町 3 5 0 番 1 地先まで	平成 2 7 年 7 月 3 日

告 示 第 4 9 3 号

平成 2 7 年 7 月 3 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり地縁による団体を認可したので、同条第 1 0 項の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 名称

銭塘校区第 1 町内自治会（本田・枝溝）

2 規約に定める目的

本会は、地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること。
- (4) 福利、厚生に関すること。
- (5) 交通安全、防犯、防火等に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

3 区域

本会の区域は、熊本市南区銭塘町字枝溝 1 9 9 番地 1 ～ 4 3 0 番地 2 から熊本市南区銭塘町字本田 3 7 6 番地 ～ 4 5 0 番地、南区銭塘町字西本田 1 3 2 9 番地 ～ 1 3 3 2 番地 1、南区銭塘町字南 6 番地から 8 番地 1 の区域とする。

4 事務所

本会の主たる事務所は、熊本市南区銭塘町 4 2 0 番地本田・枝溝公会堂に置く。

5 代表者の氏名及び住所

吉田 照明

熊本市南区銭塘町 4 1 5 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無し

7 代理人の有無

無し

8 解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 27 年 7 月 1 日

告 示 第 4 9 4 号

平成 27 年 7 月 6 日

市道の路線を次のように認定するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 9 条の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
8- 310	池亀町 第 3 2 号線	西区池亀町 7 1 4 番 1	地先	
		西区池亀町 7 1 4 番 6	地先	
11- 379	保田窪 4 丁目 第 1 号線	東区保田窪 4 丁目 7 2 9 番 4	地先	
		東区保田窪 4 丁目 7 2 9 番 7	地先	
12- 1140	広木町 第 2 0 号線	東区広木町 8 9 番	地先	
		東区広木町 1 1 0 番 5	地先	
15- 731	良町 4 丁目 第 2 0 号線	南区良町 4 丁目 3 4 3 番 5	地先	
		南区良町 4 丁目 3 4 3 番 8	地先	
17- 503	荒尾 1 丁目 第 4 号線	南区荒尾 1 丁目 1 7 7 番 2	地先	
		南区荒尾 1 丁目 1 7 7 番 9	地先	
26- 171	護藤町 第 3 7 号線	南区護藤町 2 4 8 5 番 1 1	地先	
		南区護藤町 2 4 8 5 番 4	地先	
26- 172	砂原町 第 1 2 号線	南区砂原町 8 6 番 7	地先	
		南区砂原町 8 5 番 3	地先	
28- 308	清藤 第 1 7 号線	南区富合町清藤 4 4 6 番 2 5	地先	
		南区富合町清藤 4 4 6 番 2 4	地先	
9- 1070	楡木 2 丁目 第 4 号線	北区楡木 2 丁目 1 6 2 5 番 1 1	地先	
		北区楡木 2 丁目 1 6 2 5 番 7	地先	
13- 481	秋津 3 丁目 第 1 7 号線	東区秋津 3 丁目 1 2 9 1 番 5	地先	
		東区秋津 3 丁目 1 2 9 1 番 2 0	地先	
13- 482	秋津 3 丁目 第 1 8 号線	東区秋津 3 丁目 1 2 8 9 番 3	地先	
		東区秋津 3 丁目 1 2 8 7 番 5	地先	
13- 483	秋田 第 8 4 号線	東区秋津町秋田 8 番 3	地先	
		東区秋津町秋田 2 2 9 番	地先	

14-393	下江津1丁目 第1号線	東区下江津1丁目94番1	地先
		東区下江津1丁目89番16	地先
23-892	御嶺1丁目 第4号線	東区御嶺1丁目778番1	地先
		東区御嶺1丁目779番4	地先
23-893	上南部2丁目 第10号線	東区上南部2丁目1392番7	地先
		東区上南部2丁目1388番1	地先
23-894	長嶺南3丁目 第10号線	東区長嶺南3丁目2056番218	地先
		東区長嶺南3丁目2056番60	地先
23-895	長嶺東5丁目 第8号線	東区長嶺東5丁目769番3	地先
		東区長嶺東5丁目789番1	地先
27-182	内田町 第22号線	南区内田町817番8	地先
		南区内田町834番2	地先
4-199	国府1丁目 第9号線	中央区国府1丁目464番3	地先
		中央区国府1丁目496番	地先
4-573	国府1丁目 第15号線	中央区国府1丁目435番	地先
		中央区国府1丁目440番	地先
24-454	釜尾町貢町 第3号線	北区釜尾町150番1	地先
		北区貢町1606番4	地先
1-29	花畑桜町 第1号線	中央区花畑町2番1	地先
		中央区桜町1番1	地先
1-408	辛島町通町 第1号線	中央区辛島町2番1	地先
		中央区通町37番	地先

告 示 第 4 9 5 号

平成 27 年 7 月 6 日

市道の路線を次のように廃止するので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
4-199	国府1丁目 第9号線	国府1丁目464番	地先	
		国府1丁目435番	地先	
24-454	釜尾町 第4号線	釜尾町150番1	地先	
		釜尾町744番	地先	

1-	桜町紺屋今町	花畑町2番1	地先
29	第1号線	通町37番	地先

告示第 496 号

平成 27 年 7 月 6 日

市道の区域を次のように決定するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	起 点		路面幅員 (m)	延長 (m)
		終 点			
8- 310	池亀町 第32号線	西区池亀町714番1	地先	5.0~9.6	65.6
		西区池亀町714番6	地先		
11- 379	保田窪4丁目 第1号線	東区保田窪4丁目729番4	地先	4.0~10.5	35.0
		東区保田窪4丁目729番7	地先		
12- 1140	広木町 第20号線	東区広木町89番	地先	5.0~9.2	153.5
		東区広木町110番5	地先		
15- 731	良町4丁目 第20号線	南区良町4丁目343番5	地先	5.0~10.0	35.0
		南区良町4丁目343番8	地先		
17- 503	荒尾1丁目 第4号線	南区荒尾1丁目177番2	地先	5.0~10.0	71.7
		南区荒尾1丁目177番9	地先		
26- 171	護藤町 第37号線	南区護藤町2485番11	地先	4.5~9.6	63.0
		南区護藤町2485番4	地先		
26- 172	砂原町 第12号線	南区砂原町86番7	地先	4.5~9.5	44.6
		南区砂原町85番3	地先		
28- 308	清藤 第17号線	南区富合町清藤446番25	地先	5.0~10.0	35.0
		南区富合町清藤446番24	地先		
9- 1070	楡木2丁目 第4号線	北区楡木2丁目1625番11	地先	4.0~11.1	45.4
		北区楡木2丁目1625番7	地先		
13- 481	秋津3丁目 第17号線	東区秋津3丁目1291番5	地先	4.0~9.1	76.4
		東区秋津3丁目1291番20	地先		
13- 482	秋津3丁目 第18号線	東区秋津3丁目1289番3	地先	4.0~9.0	40.1
		東区秋津3丁目1287番5	地先		
13- 483	秋田 第84号線	東区秋津町秋田8番3	地先	4.0~11.4	815.8
		東区秋津町秋田229番	地先		
14- 393	下江津1丁目 第1号線	東区下江津1丁目94番1	地先	6.0~10.7	102.0
		東区下江津1丁目89番16	地先		

23- 892	御領1丁目 第4号線	東区御領1丁目778番1	地先	5.9~11.0	94.4
		東区御領1丁目779番4	地先		
23- 893	上南部2丁目 第10号線	東区上南部2丁目1392番7	地先	4.0~8.3	90.3
		東区上南部2丁目1388番1	地先		
23- 894	長嶺南3丁目 第10号線	東区長嶺南3丁目2056番218	地先	4.0~9.1	75.3
		東区長嶺南3丁目2056番60	地先		
23- 895	長嶺東5丁目 第8号線	東区長嶺東5丁目769番3	地先	4.0~8.0	32.0
		東区長嶺東5丁目789番1	地先		
27- 182	内田町 第22号線	南区内田町817番8	地先	4.5~9.6	41.4
		南区内田町834番2	地先		
4- 199	国府1丁目 第9号線	中央区国府1丁目464番3	地先	0.5~1.6	81.9
		中央区国府1丁目496番	地先		
4- 573	国府1丁目 第15号線	中央区国府1丁目435番	地先	1.0~1.2	29.1
		中央区国府1丁目440番	地先		
24- 454	釜尾町貢町 第3号線	北区釜尾町150番1	地先	7.7~20.2	1567.0
		北区貢町1606番4	地先		
1- 29	花畑町桜町 第1号線	中央区花畑町2番1	地先	26.8~41.7	119.9
		中央区桜町1番1	地先		
1- 408	辛島町通町 第1号線	中央区辛島町2番1	地先	9.3~21.1	403.8
		中央区通町37番	地先		

告 示 第 4 9 7 号

平成 27 年 7 月 6 日

市道の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
8- 310	池亀町 第32号線	西区池亀町714番1	地先	
		西区池亀町714番6	地先	
11- 379	保田窪4丁目 第1号線	東区保田窪4丁目729番4	地先	
		東区保田窪4丁目729番7	地先	
12- 1140	広木町 第20号線	東区広木町89番	地先	
		東区広木町110番5	地先	

15- 731	良町4丁目 第20号線	南区良町4丁目343番5	地先	
		南区良町4丁目343番8	地先	
17- 503	荒尾1丁目 第4号線	南区荒尾1丁目177番2	地先	
		南区荒尾1丁目177番9	地先	
26- 171	護藤町 第37号線	南区護藤町2485番11	地先	
		南区護藤町2485番4	地先	
26- 172	砂原町 第12号線	南区砂原町86番7	地先	
		南区砂原町85番3	地先	
28- 308	清藤 第17号線	南区富合町清藤446番25	地先	
		南区富合町清藤446番24	地先	
9- 1070	楡木2丁目 第4号線	北区楡木2丁目1625番11	地先	
		北区楡木2丁目1625番7	地先	
13- 481	秋津3丁目 第17号線	東区秋津3丁目1291番5	地先	
		東区秋津3丁目1291番20	地先	
3- 482	秋津3丁目 第18号線	東区秋津3丁目1289番3	地先	
		東区秋津3丁目1287番5	地先	
14- 393	下江津1丁目 第1号線	東区下江津1丁目94番1	地先	
		東区下江津1丁目89番16	地先	
23- 892	御領1丁目 第4号線	東区御領1丁目778番1	地先	
		東区御領1丁目779番4	地先	
23- 893	上南部2丁目 第10号線	東区上南部2丁目1392番7	地先	
		東区上南部2丁目1388番1	地先	
23- 894	長嶺南3丁目 第10号線	東区長嶺南3丁目2056番218	地先	
		東区長嶺南3丁目2056番60	地先	
23- 895	長嶺東5丁目 第8号線	東区長嶺東5丁目769番3	地先	
		東区長嶺東5丁目789番1	地先	
27- 182	内田町 第22号線	南区内田町817番8	地先	
		南区内田町834番2	地先	
4- 199	国府1丁目 第9号線	中央区国府1丁目464番3	地先	
		中央区国府1丁目496番	地先	
4- 573	国府1丁目 第15号線	中央区国府1丁目435番	地先	
		中央区国府1丁目440番	地先	
24- 454	釜尾町貢町 第3号線	北区釜尾町150番1	地先	
		北区貢町1606番4	地先	

1 - 2 9	花畑町桜町 第1号線	中央区花畑町2番1	地先
		中央区桜町1番1	地先
1 - 4 0 8	辛島町通町 第1号線	中央区辛島町2番1	地先
		中央区通町37番	地先

供用開始の期日

平成27年7月6日

告 示 第 4 9 8 号

平成27年7月6日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
主要地方道	熊本高森線	中央区桜町1番1地先から 中央区花畑町5番1地先まで	旧	25.6~25.8	27.2
		中央区桜町1番1地先から 中央区花畑町5番1地先まで	新	25.8~27.1	27.2

告 示 第 4 9 9 号

平成27年7月6日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

道路の種類	路 線 名	道 路 の 区 域	供用開始の期日
		区 間	
主要地方道	熊本高森線	中央区桜町1番1地先から 中央区花畑町5番1地先まで	平成27年7月6日

告 示 第 5 0 0 号

平成27年7月6日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)

1- 32	辛島町 第1号線	中央区辛島町1番1地先から 中央区桜町3番5地先まで	旧	20.0~20.1	41.6
		中央区辛島町1番1地先から 中央区桜町3番5地先まで	新	20.0~25.5	41.6

告 示 第 5 0 1 号

平成 27 年 7 月 6 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域		供用開始の期日
		区 間		
1- 32	辛島町 第1号線	中央区辛島町1番1地先から 中央区桜町3番5地先まで		平成 27 年 7 月 6 日

告 示 第 5 0 2 号

平成 27 年 7 月 7 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項別表のとおり（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 27 年 7 月 7 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 54 台

告 示 第 5 0 3 号

平成 27 年 7 月 8 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 の規定による届出がされたので、同法第 78 条の 11 及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
43901 00222	みずき苑デイサービス 熊本市北区龍田五丁目12番1号	有限会社 キョーシン福祉会 熊本市北区龍田五丁目12番1号 代表取締役 竹山 秀敏	平成 27 年 6 月 30 日	認知症対応型 通所介護
43901 00222	みずき苑デイサービス 熊本市北区龍田五丁目12番1号	有限会社 キョーシン福祉会 熊本市北区龍田五丁目12番1号 代表取締役 竹山 秀敏	平成 27 年 6 月 30 日	介護予防認知症 対応型通所介護

告 示 第 5 0 6 号

平成 27 年 7 月 9 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11454	スマイルケア しょうぶ苑 熊本市東区画図町所島1039	有限会社九州松栄産業 熊本市南区田迎一丁目7-14 代表取締役 木村 秀雄	平成27年 7月10日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
43701 11454	スマイルケア しょうぶ苑 熊本市東区画図町所島1039	有限会社九州松栄産業 熊本市南区田迎一丁目7-14 代表取締役 木村 秀雄	平成27年 7月10日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

告 示 第 5 0 7 号

平成 27 年 7 月 9 日

平成27年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）第9条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成27年度	介護保険料	6月期	平成27年7月31日	公示送達者 5名（登載省略）
		7月期	平成27年7月31日	

告 示 第 5 0 8 号

平成 27 年 7 月 10 日

平成27年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成26	市県民税	過7	平成27年7月31日	1名
平成27	市県民税	2期	平成27年8月31日	28名
		3期	平成27年11月2日	
		4期	平成28年2月1日	

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成27年7月21日

告 示 第 5 0 9 号

平成 27 年 7 月 10 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	5 月期	3 名
平成 26 年度	3 月期	1 名
	11 月期	2 名

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 7 月 21 日

告 示 第 5 1 0 号

平成 27 年 7 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2、及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	5 月期	169 名
平成 27 年度	4 月期	64 名

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 7 月 21 日

告 示 第 5 1 1 号

平成 27 年 7 月 10 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	5 月期	1 名

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 7 月 21 日

告 示 第 5 1 2 号

平成 27 年 7 月 10 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11

項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

西里校区徳王町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「本会の区域は、熊本市徳王町の内、徳王町 368 番地 16（ロイヤルシャトー徳王）、並びに徳王町字豆尾原地区を除く全域とする。」を「本会の区域は、熊本市北区徳王町の全部、徳王一丁目の全部（ただし徳王一丁目 368-16 を除く。）、徳王二丁目 502 番～540 番まで、徳王二丁目 654 番～697 番まで、池田三丁目 1250 番～1691 番まで、及び貢町 149 番の区域とする。」に改める。

告 示 第 5 1 5 号

平成 27 年 7 月 13 日

平成 27 年度軽自動車税納税通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定により告示する。

なお、当該納税通知書は熊本市財政局課税管理課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

1 送達を受ける者の住所及び氏名（登載省略）

792 件

2 指定納期限

平成 27 年 7 月 31 日

告 示 第 5 1 6 号

平成 27 年 7 月 14 日

平成 27 年度熊本市固定資産税・都市計画税納税通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2、及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、当該納税通知書は熊本市財政局課税管理課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

1 第 2 期納期限

平成 27 年 7 月 31 日

2 納税通知書の送達を受けるべき者（登載省略）

固定資産所在区 北区

33 名

固定資産所在区 西区

40 名

固定資産所在区 中央区

60 名

固定資産所在区 東区

23 名

固定資産所在区 南区

35 名

告 示 第 5 1 7 号

平成 27 年 7 月 14 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

1 団体の名称

河内校区第 1 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「濱口 博雅 熊本市西区河内町河内 1 4 5 4 番地」を「濱口 紘安 熊本市西区河内町河内 1 1 9 3」に改める。

告 示 第 5 1 8 号

平成 27 年 7 月 14 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域		供用開始の期日
		区 間		
12- 1123	月出4丁目 第2号線	東区月出4丁目2484番432地先から	東区月出4丁目2697番3地先まで	平27年7月14日

告 示 第 5 1 9 号

平成 27 年 7 月 14 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

整理 番号	路線名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
12- 1123	月出4丁目 第2号線	東区月出4丁目2484番432地先から 東区月出4丁目2697番3地先まで	旧	5.2~7.2	84.0
		東区月出4丁目2484番432地先から 東区月出4丁目2697番3地先まで	新	5.6~7.6	84.0

告 示 第 5 2 0 号

平成 27 年 7 月 14 日

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 20 条の第 1 項の規定による協議が成立したので、同条第 6 項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局東部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

1 道路の種類及び路線名

熊本市道：月出4丁目第2号線（12-1123）

2 道路の位置

熊本市東区月出4丁目2484番432地先から熊本市東区月出4丁目2697番3地先まで

3 他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名 河川管理者 熊本市長 大西 一史（東部土木センター河川公園整備課扱）

住所 熊本市中央区手取本町1番1号

4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）路肩、道路の附属物その他もっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持又は修繕

(2) 原則として(1)に係る部分の災害復旧

5 管理の期間

平成27年5月22日から当該施設の存続する日まで

告示第521号

平成27年7月14日

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定による協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局東部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

1 河川の名称

一級河川緑川水系健軍川

2 河川管理施設の名称又は種類

堤防

3 河川管理施設の位置

熊本市東区月出4丁目2484番432地先から熊本市東区月出4丁目2697番3地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 熊本市長 大西 一史（東部土木センター総務課扱）

住所 熊本市中央区手取本町1番1号

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）路肩、道路の附属物その他もっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）の改築、維持又は修繕

(2) 原則として(1)に係る部分の災害復旧

6 管理の期間

平成27年5月22日から道路の存続する日まで

告示第524号

平成27年7月15日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24第1項第1号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

1 事業所の名称及び所在地

りんごの木

熊本市東区尾ノ上二丁目3番3-2号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

センチュリオン株式会社

熊本市東区画図東二丁目 2 番 3 号

庄村 美保

3 指定年月日

平成 27 年 7 月 17 日

4 障害児通所支援サービスの種類

放課後等デイサービス

5 主たる対象者

重症心身障害児を除く障害児

公 告

公告第 510 号

平成 27 年 7 月 1 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区小島五丁目 226 番 1

420.96 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区平成三丁目 16 番 2 号

株式会社 九建ホーム

代表取締役 福嶋 正夫

公告第 512 号

平成 27 年 7 月 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区鶴羽田四丁目 1194 番、1195 番、1196 番 1、1196 番 2、1196 番 3、
1196 番 4

1,522.06 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県八代市上日置町 2297 番地の 4

有限会社 奥田酒店

代表取締役 奥田 景士

公告第 520 号

平成 27 年 7 月 7 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島西四丁目 3532 番 6、3532 番 7、3532 番 8、3532 番 9、3532
番 10、3532 番 11、3532 番 13、3532 番 14、3532 番 16、3533 番 1、

- 3538番1、3538番2
2,934.69平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺公園7番43号
株式会社 奥羽興産
代表取締役 奥羽 徹也

公告第524号

平成27年7月8日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局西部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・684	宮地1号公園	熊本市南区城南町宮地字宮本2106番
2・685	さんさん一丁目2号公園	熊本市南区城南町さんさん一丁目9番3
2・686	さんさん二丁目3号公園	熊本市南区城南町さんさん二丁目9番2
2・687	さんさん二丁目4号公園	熊本市南区城南町さんさん二丁目4番
2・688	宮地5号公園	熊本市南区城南町宮地字宮本2037番
2・689	宮地6号公園	熊本市南区城南町宮地字宮本2036番
2・690	さんさん二丁目7号公園	熊本市南区城南町さんさん二丁目9番4

2 供用開始の期日

平成27年7月8日

公告第525号

平成27年7月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西六丁目2803番及び里道の一部
2,649.67平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県合志市福原3122番地6
株式会社 大商木材
代表取締役 多賀 忠雄

公告第526号

平成27年7月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区護藤町字小藤 1 3 1 9 番 1、1 3 2 0 番
3 8 5. 7 0 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 5 3 1 号

平成 2 7 年 7 月 1 4 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西五丁目 3 1 1 1 番 1
3 8 7. 2 6 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区戸島西二丁目 3 番 5 0 号
社会福祉法人 山清福祉会
理事 山崎 恒雄

公 告 第 5 3 2 号

平成 2 7 年 7 月 1 4 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西二丁目 3 3 3 7 番 1
2, 0 7 8. 4 7 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区若葉二丁目 1 3 番 1 6 号
株式会社 わくわくコーポレーション
代表取締役 桑原 俊孝

公 告 第 5 3 3 号

平成 2 7 年 7 月 1 5 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度熊本市農用地利用集積計画第 4 号を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 縦覧場所
熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 5 3 4 号

平成 2 7 年 7 月 1 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区下碓川町字小園鶴7番1、7番3、7番6、7番7、7番8、7番10
201.25平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

中 央 区

中央区告示第19号
平成27年7月3日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年6月23日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱 野 晃

以下、登載省略

東 区

東区告示第8号
平成27年7月6日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年6月29日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市東区長 中 原 裕 治

以下、登載省略

北 区

北区告示第6号
平成27年7月1日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年6月19日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市北区長 田 上 美 智 子

以下、登載省略

議 会

議会規則第2号
平成27年7月3日

熊本市議会議規則（平成25年議会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

熊本市議会議長 満 永 寿 博

第1条第2項及び第86条中「事故」を「疾病、出産その他事故」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 4 3 号

平成 2 7 年 7 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 2 7 年 7 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 2 7 年 7 月 1 日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
 - (1) 東部処理区
東区画区町大字重富、東区画区町大字所島、東区桜木六丁目及び東区戸島西四丁目の各一部
 - (2) 西部処理区
西区池上町の一部
 - (3) 植木処理区
北区植木町鑑田、北区植木町滴水、北区植木町植木及び北区植木町萩迫の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 東部処理区
東区秋津町秋田 5 3 6 番地
東部浄化センター
 - (2) 西部処理区
西区沖新町 4 9 4 4 番地 3
西部浄化センター
 - (3) 植木処理区
北区鶴羽田町 1 2 番地 1
熊本北部浄化センター

上下水道局告示第 4 4 号

平成 2 7 年 7 月 2 日

次の者の熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 3 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第 5 6 7 号	熊本市南区御幸西一丁目 1 4 2 番地 1 株式会社ミュキウォーターテック 代表取締役 田中 正道	平成 2 7 年 6 月 2 4 日

上下水道局告示第 45 号

平成 27 年 7 月 3 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 788 号	合志市豊岡 245 番地 有限会社田島土木 代表取締役 古市 智博	平成 27 年 6 月 30 日

教 育 委 員 会

教委告示第 8 号

平成 27 年 7 月 8 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会 委員長 崎 元 達 郎

1 日時

平成 27 年 7 月 13 日（月）午後 2 時から

2 場所

マスミューチュアル生命ビル 7 階会議室

3 議事

- (1) 熊本市立図書館協議会委員の委嘱について
- (2) 熊本博物館協議会委員の委嘱について
- (3) 熊本市文化財保護委員会委員の委嘱について
- (4) 熊本市西南戦争遺跡群調査検討委員会委員の委嘱について

4 協議

- (1) 平成 27 年度サマーレビューについて

5 報告

- (1) 第 14 回タウンミーティングの意見交換内容について
- (2) 平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について
- (3) 平成 27 年度「全国標準学力検査（NRT）」結果の概要について
- (4) 情報モラルキャラバン、情報モラル教育セミナーについて
- (5) 広報広聴関係

監 査 事 務 局

監委公告第 11 号

平成 27 年 7 月 8 日

平成 27 年 6 月 4 日に受理した熊本市職員に対する措置請求（請求人西浦政敏）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき、その監査結果を下記のとおり公表する。

熊本市監査委員 家 入 安 弘

熊本市監査委員 坂 田 誠 二

熊本市監査委員 飯 銅 芳 明

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

第 1 請求書の受理

1 請求の趣旨

措置請求書及び事実証明書に記載されている事項から、請求の趣旨を次のように解した。

請求人所有の土地（熊本市西区新土河原二丁目 6 8 7、以下「本件土地」という。）の地先において市長が行った排水路改修工事（以下「本件工事」という。）について、平成 2 7 年 3 月 3 日に請求人が工事完了後の確認を行ったところ、当該排水路が請求人の土地を 7 cm 侵害しており、憲法第 2 9 条（財産権）に反し違法な工事である。よって、市長に工事のやり直しを求めるもの。

なお、事実証明書として添付された請求人作成の文書では、本件工事により施工された排水路の U 字溝の幅を本件土地より下流の排水路と同様とすることなどについても主張がなされている。

2 要件審査及び請求書の受理

本監査請求の受理前の要件審査において、請求書及び事実証明書として提出された文書だけでは、本件工事における排水路の境界や市に損害が発生するかなど不明な点があったことから、本監査請求が合規であるか判断できなかった。

よって、平成 2 7 年 6 月 4 日にこれを受理し、本案審理に併せて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 1 項及び第 2 項の所定の要件を具備しているものか否か引き続き審査することとした。

第 2 監査

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、同法第 2 4 2 条第 6 項の規定に基づき、平成 2 7 年 6 月 1 5 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、同月 1 0 日に請求人から陳述は行わない旨の書面を郵送で受理した。また、新たな証拠の提出もなかった。

2 関係資料の提出

同法第 1 9 9 条第 8 項の規定に基づき、熊本市都市建設局西部土木センター及び法務局に關係資料を求めた。

3 事実の確認

請求人から提出された証拠書類及び熊本市都市建設局西部土木センター並びに法務局から入手した資料によれば、次の事実が認められる。

(1) 本件工事について

本件工事は熊本市都市建設局西部土木センターが所管し、工事名称は新土河原町第 2 4 号排水路改良工事である。工期は平成 2 6 年 1 1 月 2 0 日から平成 2 7 年 3 月 1 6 日までである。

本件工事に当たっては、当該工期前の平成 2 6 年 1 0 月 1 日に、本件工事現場において請求人立会いの上で境界についての説明が行われており、工事完了の現場での立会いも平成 2 7 年 3 月 3 日に請求人立会いの上で行われている。

(2) 本件土地の所有及び境界について

平成 1 4 年 7 月 2 日、請求人は、本件土地に隣接した請求人所有の土地（新土河原二丁目 6 8 8 及び 6 8 9）に係る官民境界立会願を本市に提出した。

平成 1 4 年 7 月 1 9 日、請求人、関係地権者及び市職員による立会いにより本件土地と排水路の境界も確定し、請求人は官民境界確認書に署名、押印を行っている。その後、請求人は、その際に確定された境界に基づき請求人が作成した測量図を、本市に提出している。

また、法務局において、本件土地及び隣接地について確認したところ、本件土地の地積測量図はなかったが、隣接地の地積測量図は、当時行われた官民境界確定に基づくものであることが確認できた。

(3) 本件工事に係る境界確定について

本件土地と排水路の境界は、平成 1 4 年の官民境界立会いで確定しているが、本件工事の前後において行われた測量でも、平成 1 4 年に確定した境界との差異は認められない。

第 3 結果

1 主文

本監査請求は却下する。

2 却下の理由

住民監査請求制度は、同法第 2 4 2 条第 1 項に規定されているとおり、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

本監査請求では、排水路改修工事のやり直しが求められているが、本件工事に係る事実確認を行ったところ、本件工事に係る境界については、平成 1 4 年に請求人立会いの上で確定されており、本件工事前後に行われた測量においても、本件工事後の排水路によって、請求人の土地が侵害されているという事実は認められない。したがって、本件工事のやり直しの必要性は認められず、やり直しに伴う工事費支出により市へ損害が生じることはないものといえる。

よって、請求人主張の事実は認められず、本監査請求は、所定の要件を具備していない不適法な請求であることから、主文のとおりとする。

なお、請求人から事実証明書として提出された請求人が作成した文書に記載された内容で、境界の確定以外の事項については、長の裁量によって行われる行政上の行為の問題など、財務会計上の行為とは言えないものであり、同法第 2 4 2 条第 1 項に規定する住民監査請求の対象外と判断した。

農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 7 号

平 成 2 7 年 7 月 3 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成 2 4 年農委規則第 1 号）第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会 会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成 2 7 年 7 月 8 日（水）午後 3 時 0 0 分
- 2 場所 市役所 1 4 階大ホール
- 3 議題
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請（会許可分）
 - 第 2 号議案 事業計画変更承認申請
 - 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
 - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（4 号）
 - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
（農地中間管理機構との賃貸借）
 - 第 7 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
- 4 報告事項
- 5 その他

人 事 委 員 会

人 委 規 則 第 2 1 号

平 成 2 7 年 7 月 7 日

熊本市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市職員の任用に関する規則（平成6年人委規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3(1)課長級及び主査級に係る昇任試験主査級昇任試験の項中「5年」を「5年（民間企業等経験者等を対象とする採用選考試験において採用された者にあつては、3年）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本市人事委員会公告第20号

平 成 2 7 年 7 月 1 5 日

平成27年度熊本市職員採用試験案内（初級職等）について、次のとおり公告する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

- 1 試験名称 平成27年度熊本市職員採用試験（初級職等）
- 2 申込期間 平成27年7月22日（水）から平成27年7月31日（金）まで
インターネットによる申込は平成27年7月22日（水）から平成27年7月30日（木）まで
- 3 試験区分、職種、採用予定者数

試 験 区 分	職 種	採 用 予 定 者 数
初 級 職	事 務 職	7人程度
	学 校 事 務 職 (県 費 負 担)	2人程度
	技 術 職 (土 木)	2人程度
消 防 職	初 級 消 防 職	19人程度
	初 級 消 防 職 (救 急 救 命 士)	3人程度

- 4 試験案内配布場所
 - (1) 熊本市役所本庁舎（1階総合案内）
 - (2) 熊本市役所別館（自転車駐車場）横住友生命熊本ビル（9階人事委員会事務局）
 - (3) 熊本市各区役所
 - (4) 熊本市各総合出張所及び各出張所
 - (5) 熊本市消防局
 - (6) 熊本市東京事務所
 - (7) 熊本市時間外証明窓口（中央区役所内）
 - (8) 市民サービスコーナー（くまもと森都心プラザ内）

※ 熊本市ホームページにも試験案内を掲載

熊本市人事委員会公告第21号

平 成 2 7 年 7 月 1 5 日

平成27年度熊本市職員採用選考試験案内について、次のとおり公告する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

- 1 試験名称 平成 27 年度熊本市職員採用選考試験
(臨床検査技師・理学療法士・臨床工学技士・言語聴覚士)
- 2 申込期間 平成 27 年 7 月 22 日 (水) から平成 27 年 7 月 31 日 (金) まで
- 3 試験区分、職種、採用予定者数

職 種	採用予定者数
臨 床 検 査 技 師	1 人程度
理 学 療 法 士	1 人程度
臨 床 工 学 技 士	1 人程度
言 語 聴 覚 士	1 人程度

- 4 試験案内配布場所
- (1) 熊本市役所本庁舎 (1 階総合案内)
 - (2) 熊本市役所別館 (自転車駐車場) 横住友生命熊本ビル (9 階人事委員会事務局)
 - (3) 熊本市各区役所
 - (4) 熊本市各総合出張所及び各出張所
 - (5) 熊本市消防局
 - (6) 熊本市東京事務所
 - (7) 熊本市時間外証明窓口 (中央区役所内)
 - (8) 市民サービスコーナー (くまもと森都心プラザ内)
- ※ 熊本市ホームページにも試験案内を掲載

熊本市人事委員会公告第 22 号

平成 27 年 7 月 15 日

平成 27 年度熊本市職員採用選考試験案内について、次のとおり公告する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

- 1 試験名称 平成 27 年度熊本市職員採用選考試験 (保育士)
- 2 申込期間 平成 27 年 7 月 22 日 (水) から平成 27 年 7 月 31 日 (金) まで
- 3 試験区分、職種、採用予定者数

職 種	採用予定者数
保 育 士	10 人程度

- 4 試験案内配布場所
- (1) 熊本市役所本庁舎 (1 階総合案内)
 - (2) 熊本市役所別館 (自転車駐車場) 横住友生命熊本ビル (9 階人事委員会事務局)
 - (3) 熊本市各区役所
 - (4) 熊本市各総合出張所及び各出張所
 - (5) 熊本市消防局
 - (6) 熊本市東京事務所
 - (7) 熊本市時間外証明窓口 (中央区役所内)
 - (8) 市民サービスコーナー (くまもと森都心プラザ内)
- ※ 熊本市ホームページにも試験案内を掲載